

議案第18号

令和2年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

令和2年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ29,045千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ293,182千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

（繰越明許費）

- 第3条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

令和3年3月5日提出  
木古内町長 鈴木慎也

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 使用料及び 手数料		31,310	1,000	32,310
	2 手数料	982	1,000	1,982
3 国庫支出金		81,000	△19,480	61,520
	1 国庫補助金	81,000	△19,480	61,520
4 繰入金		108,064	△94	107,970
	1 繰入金	108,064	△94	107,970
6 諸収入		3,502	11,029	14,531
	2 雑入	1	2,839	2,840
	3 受託事業収入	3,500	8,190	11,690
7 町債		89,900	△21,500	68,400
	1 町債	89,900	△21,500	68,400
歳入合計		322,227	△29,045	293,182

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		51,619	△1,311	50,308
	1 総務管理費	51,619	△1,311	50,308
2 施設費		167,311	△27,734	139,577
	1 施設整備費	167,311	△27,734	139,577
3 公債費		103,247	0	103,247
	1 公債費	103,247	0	103,247
歳出合計		322,227	△29,045	293,182

## 第 2 表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前			補 正 後			償還の方法
	限 度 額	起債の方法	利 率	限 度 額	起債の方法	利 率	
下 水 道 事 業 債	89,900	証 書 借 入 又 券 発 行	年 5.0% 以 内 (た だ し、 利 率 見 直 し 方 式 で 借 り 入 れ る 政 府 地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金 に つ い て、 利 率 の 直 し 後 に お い て は、 当 該 見 直 し 後 の 利 率)	68,400	証 書 借 入 又 券 発 行	年 5.0% 以 内 (た だ し、 利 率 見 直 し 方 式 で 借 り 入 れ る 政 府 地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金 に つ い て、 利 率 の 直 し 後 に お い て は、 当 該 見 直 し 後 の 利 率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他については当該借入先と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
計	89,900			68,400			

# 第 3 表 繰 越 明 許 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 施 設 費	1 施 設 整 備 費	木古内町公共下水道事業	12,000
計			12,000